

## 平成 27 年度の大気汚染防止法の施行状況について

平成 29 年 3 月 21 日(火)  
 環境省水・大気環境局大気環境課  
 直通 03-5521-8293  
 代表 03-3581-3351  
 課長 瀧口 博明 (内線 6530)  
 課長補佐 廣田 由紀 (内線 6533)  
 担当 福本 幸子 (内線 6536)

平成 27 年度における大気汚染防止法（以下「大防法」という。）に基づく届出及び規制事務の件数など大防法の施行状況について取りまとめました。

平成 27 年度末時点における大防法に基づく規制対象施設の届出数は、ばい煙発生施設が 216,700 施設、揮発性有機化合物排出施設が 3,435 施設、一般粉じん発生施設が 69,388 施設でした。また、石綿が使用されている建築物等の解体等に係る特定粉じん排出等作業実施の届出件数は 10,317 件でした。

平成 27 年度におけるこれらの施設等に対する行政指導の件数は 7,221 件であり、ばい煙発生施設において改善命令が 1 件、特定粉じん排出等作業において、作業基準適合命令が 3 件、一時停止命令が 4 件行われました。

### 1. 施設の届出数・作業実施の届出件数

#### (1) 大防法に基づく規制対象施設の届出数

平成 27 年度末における大防法に基づく規制対象施設の届出数は表 1-1 のとおりでした。

前年度と比較してばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設は減少しました。

表 1-1 大防法に基づく規制対象施設の届出数

施設名	平成 27 年度末の届出数 ( ) 内は前年度末の実績
ばい煙発生施設	216,700 (217,310)
揮発性有機化合物排出施設	3,435 ( 3,483)
一般粉じん発生施設	69,388 ( 70,084)

#### (2) 特定粉じん排出等作業の実施件数

特定粉じん排出等作業（※）の実施件数は 10,317 件であり、前年度と比較して減少しました。なお、除去した特定建築材料の種類は主に吹付け石綿、保温材でした。

（※）特定粉じん排出等作業とは、特定建築材料（吹付け石綿及び石綿を含有する耐火被覆材、断熱材、保温材）が使用されている部分を除去、補修等する作業。

表 1 - 2 特定粉じん排出等作業実施件数

内 訳	平成 27 年度の実施件数 ( ) 内は前年度末の実績
通常解体工事等に係るもの	10,243 (10,647)
災害その他非常の事態の発生によるもの	74 ( 59)
合 計	10,317 (10,706)

表 1 - 3 除去した特定建築材料の種類 (実施件数)

種 類	平成 27 年度の実施件数 ( ) 内は前年度の実績
吹付け石綿	3,864 ( 3,782)
断 熱 材	1,458 ( 1,345)
保 温 材	4,428 ( 4,803)
耐火被覆材	1,055 ( 984)

※1 回の特定粉じん排出等作業において、複数の建材を除去する場合があるため、実施件数の合計は特定粉じん排出等作業の実施件数と一致しない。

## 2. 規制事務の実施状況

### (1) 立入検査件数

立入検査の件数は 33,896 件でした。ばい煙発生施設が 14,041 件、特定粉じん排出等作業が 17,470 件で、全体の 9 割を占めました。なお、平成 26 年 6 月に施行された改正大防法により、特定粉じん排出等作業に関する立入検査の対象範囲が拡大されたことから、特定粉じん排出等作業に係る件数は前年度に引き続き増加しています。

表 2 - 1 立入検査件数の内訳

内 訳	平成 27 年度の立入検査件数 ( ) 内は前年度の実績
ばい煙発生施設	14,041 (14,731)
揮発性有機化合物排出施設	615 ( 687)
一般粉じん発生施設	1,767 ( 1,622)
特定粉じん排出等作業	17,470 (15,178)
特定施設*	3 ( 3)
合 計	33,896 (32,221)

\*物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設。

### (2) 改善命令等の行政処分及び行政指導件数

行政指導の件数は表 2 - 2 のとおりでした。なお、平成 26 年 6 月に施行された改正大防法により、特定粉じん排出等作業に該当するか否かの事前調査等が新たに定められたことから、特定粉じん排出等作業に係る件数は前年度に引き続き増加しています。

また、行政処分については、平成 27 年度はばい煙発生施設において改善命令が 1 件、特定粉じん排出等作業において、作業基準適合命令が 3 件、一時停止命令が 4 件行われました。

表 2 - 2 行政指導件数の内訳

内 訳	平成 27 年度の行政指導件数 ( ) 内は前年度の実績
ばい煙発生施設	3,755 (3,605)
揮発性有機化合物排出施設	69 ( 66)
一般粉じん発生施設	562 ( 480)
特定粉じん排出等作業	2,832 (2,705)
特定施設	1 ( 0)
指定物質排出施設	2 ( 0)
合 計	7,221 (6,856)

### (3) ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導件数の推移

ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導件数の推移は表 3 - 1 のとおりでした。平成 27 年度のばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導件数は 551 件であり、そのうち指導により改善した件数は 227 件でした。

表 3 - 1 行政指導件数の内訳

内 訳	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
未測定、測定結果の未記録・未保存、 虚偽の記録が行われた件数	591	480	647	628	551
指導による改善件数	333	178	304	279	227

大気汚染防止法施行状況調査（平成 27 年度実績）の詳細については  
<https://www.env.go.jp/air/osen/kotei/index.html> に掲載予定。